ICCR主催　CRDセミナー

臨床研究概論　第5回



臨床研究法施行の下での研究実施の手順

日 時：2018年　5月22日　火曜日
17:30～18:45（75分）

場 所：第1研究棟2階 大会議室

講 師：名古屋大学大学院医学系研究科
生命倫理統括支援室　室長
飯島　祥彦　特任准教授

対 象：病院･研究所　全職員

【飯島先生からのメッセージ】
2018年４月より臨床研究法が施行されました。医薬品等の効能などを検証する研究はこの法律を遵守して実施する必要があります。変更点として、研究責任医師（いわゆるPI）の役割及び責任が大きくなったということが挙げられます。医療機関は研究責任医師をサポートすることが求められています。臨床研究法の下での研究実施体制を皆様と考えていきたいと思います。
今後、臨床研究を行っていきたいと思う方には参考になると思いますので、ぜひお気軽にご参加ください。

なお、ご出席いただいた方には『受講証明書』を発行いたします。
是非、ご参加賜りますよう宜しくお願い申し上げます。